



東京大学
THE UNIVERSITY OF TOKYO



障害と生活

「障害者の日常・経済活動調査」の結果概要の報告

—知的障害者・発達障害者編—

READ

2011年3月 東京大学 READ
(Research on Economy And Disability)



も く じ

ごあいさつ	2
本調査のサンプルの特徴	4
生活実態	6
家族とのかかわり	7
介助の状況	9
就労の状況と就労形態の構成	11
暮らし向き	12
調査概要	14



ごあいさつ

皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、我々東京大学 READ 統計調査チームは、障害に伴うさまざまな問題を解決する糸口を模索すべく、障害のある皆様を対象とするアンケート調査を行ってまいりました。皆様の多大なご協力を賜りまして、この調査を実施することができたことを厚くお礼申し上げます。

この小冊子は、知的障害者・発達障害者の方々に対する調査結果をまとめたものです。就労、暮らし向き、家族や友人との関係、介助の状況といった皆様が直面されている、日常の問題について明らかになったことを簡単にご紹介させていただきます。

今後、これらについては詳細な分析を行っていく所存です。このたびは、障害者施策に役立てるための研究の素材として貴重なデータを得ることができましたことを感謝いたしますとともに、今後とも私どもの研究にご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2011 年（平成 23 年）3 月

READ 統計調査チーム一同

<この冊子で取り上げる知的障害と発達障害の種類と呼び方>

ダウン症以外の知的障害（以下、「知的障害」と呼ぶ）

ダウン症（以下、「ダウン症」と呼ぶ）

知的障害を伴う自閉症（以下、「知的障害を伴う自閉症」と呼ぶ）

自閉症（以下、「自閉症」と呼ぶ）

アスペルガー症候群（以下、「アスペルガー症候群」と呼ぶ）

学習障害（以下、「学習障害」と呼ぶ）

注意欠陥・多動性障害（以下、「注意欠陥・多動性障害」と呼ぶ）

※障害名（知的障害を伴う自閉症）について

本冊子で取り上げた障害に関しては、その名称を便宜的に定義している。冊子では、グラフにおいて自閉症を知的障害と並列して取り上げているが、自閉症は本来『発達障害者支援法』において、第一に取り上げられている。並列の理由は、本冊子で取り上げたサンプルがほぼ全て療育手帳を保有していたためである。したがって、本冊子では、「知的障害を伴う自閉症」と呼び、知的障害、ダウン症と並列して取り上げている。

<冊子における障害種の区分法>

この冊子では、障害種を次のルールで区分し、本冊子の障害区分として使用している。

○区分法

1. ①療育手帳を持つ場合は、知的障害、ダウン症、知的障害を伴う自閉症を優先的に区分
②療育手帳を持たない場合は、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害、自閉症を優先的に区分
2. 重複障害のない場合は、上で選択した障害種をそのまま使用する。
3. 重複障害のある場合は、以下の手順に従って障害種を区分する。
 - A. 知的障害、ダウン症、知的障害を伴う自閉症が重複している場合
 - ①ダウン症、知的障害を伴う自閉症を優先的に区分
 - ②ダウン症、知的障害を伴う自閉症が重複している場合、双方にカウント
 - B. アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害が重複している場合
 - ①双方にカウント
 - C. アスペルガー症候群と自閉症が重複している場合
 - ①アスペルガー症候群としてカウント
 - D. これらのルールに当てはまらない場合はその他と区分

<その他について>

上の区分で分類した「その他」には、例えばディスレクシア、高次脳機能障害、身体障害、精神障害などの多様な障害名や診断名の障害を持つ人々が含まれている。このような多様性は発達障害の一つの特徴を表している。

<発達障害の公的認知について>

発達障害は 2005 年（平成 17 年）より施行されている『発達障害者支援法』で、独立した障害種として公的に認知された。しかし、公的支援サービス体系への位置づけは、2010 年（平成 22 年）12 月 3 日の「障害者自立支援法改正法案成立」によって明確に始めることが約束されたばかりである。

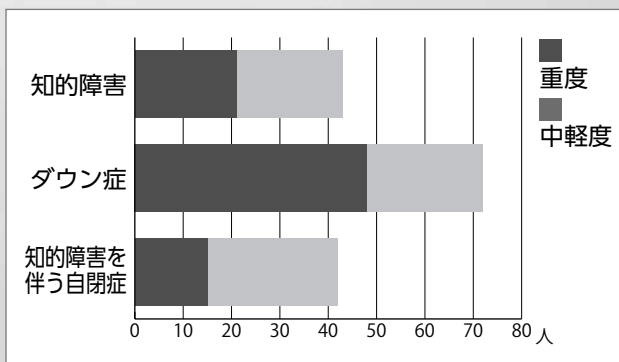


本調査のサンプルの特徴

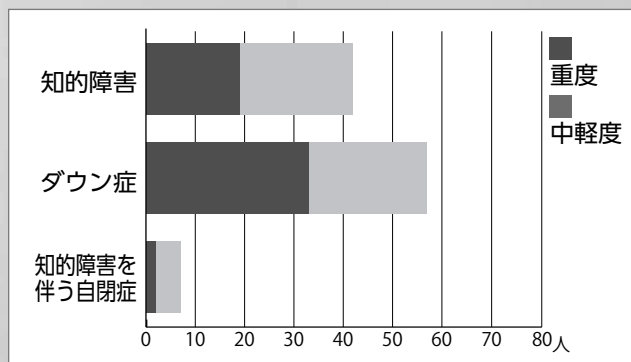
— 性別で見る障害の状況、年齢、学歴 —

本冊子のサンプルをみるにあたり、療育手帳を保有している人で占められている障害種は療育手帳の等級の構成を掲載する（手帳の区分はホームページに記載した。さらに詳しい解説も READ のホームページを参照されたい）。療育手帳を保有していない障害種では、重複障害の有無の構成による障害の状況を掲載している。

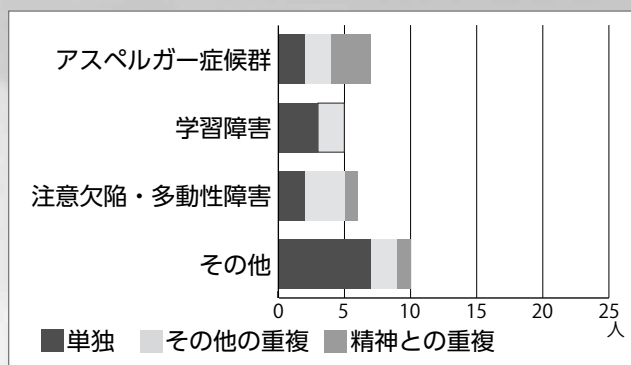
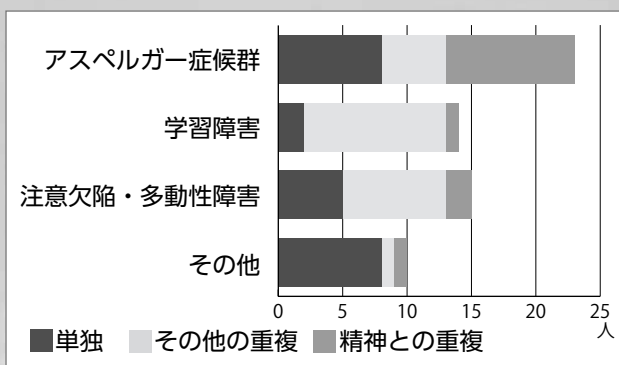
男性



女性



上のグラフは療育手帳による区分でみた障害程度の構成である。取り上げている障害種は、知的障害、ダウン症及び知的障害を伴う自閉症である。これらより、本調査のサンプルは全体的に男性の数が多いことがわかる。手帳の区分に関しては、いずれの障害種もほぼ同比率だが、知的障害を伴う自閉症で中軽度が多い。

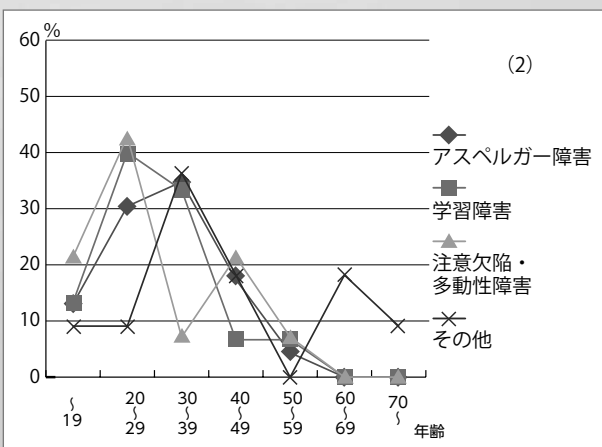
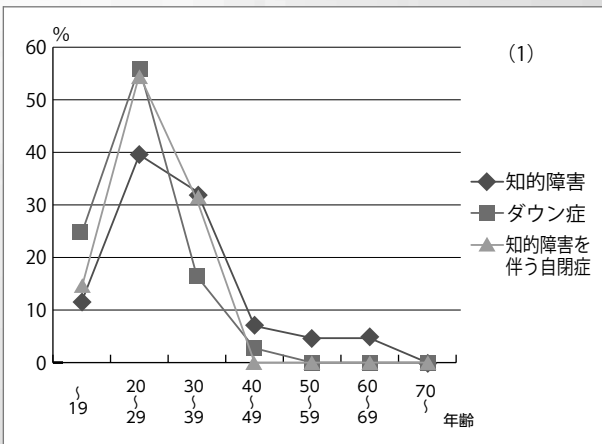


上のグラフは、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害、その他の重複障害の有無の状況である。これらの障害では、いずれも男性が多く、重複障害が多い。また、精神障害との重複では、アスペルガー症候群がかなり多くの比率を占めている。

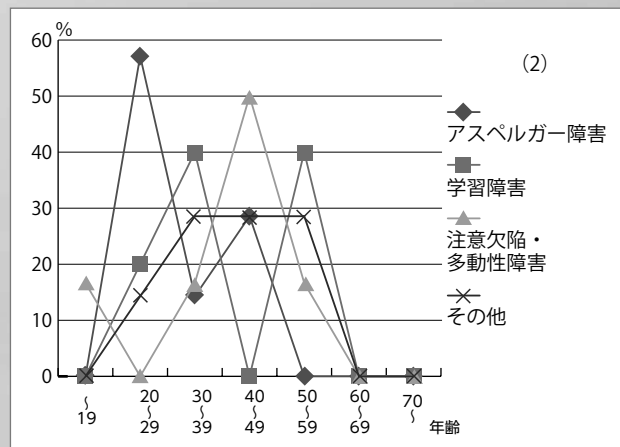
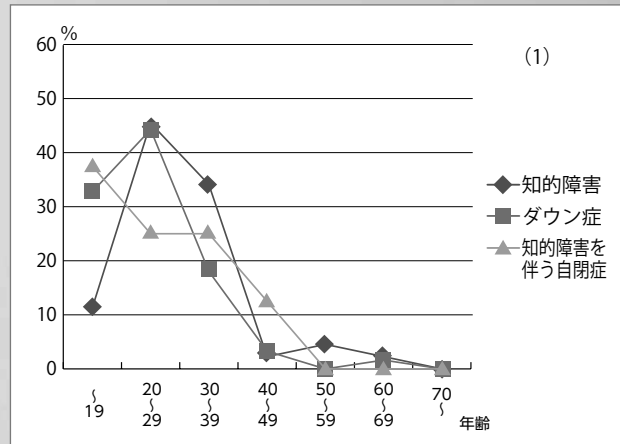
発達障害者の中には、二次的障害として精神疾患を患うこともあり、精神障害者保健福祉手帳を取得する方もいる。また、2002年（平成14年）の厚生労働省の通知「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係通知の改正について」には、手帳交付条件となる疾病に、WHO（世界保健機関）による国際疾病分類（ICD-10）の基準を用いた症状が記述されている。この中に発達障害を表す疾病名が含まれている。以上の理由により、参考として上のグラフでは精神障害との重複を、他の重複と分けて掲載している。

年齢の状況

男性



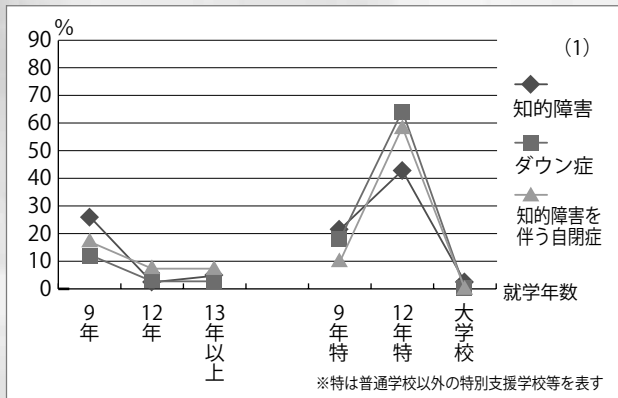
女性



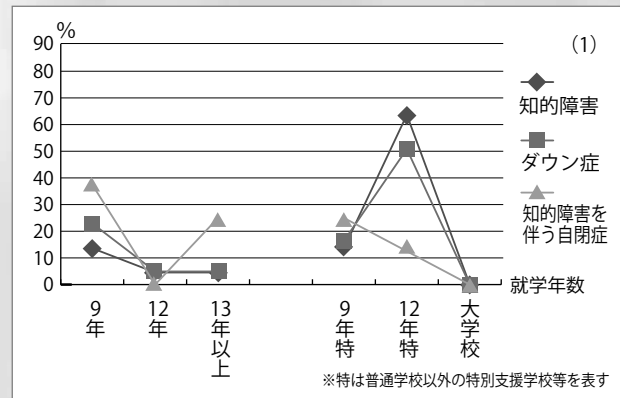
上のグラフは、調査回答者の年齢構成をみたものである。これから、知的障害、ダウン症及び知的障害を伴う自閉症では若年層が多いことがわかる。しかし、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害には特徴的な規則性は見当たらない。

学歴の状況

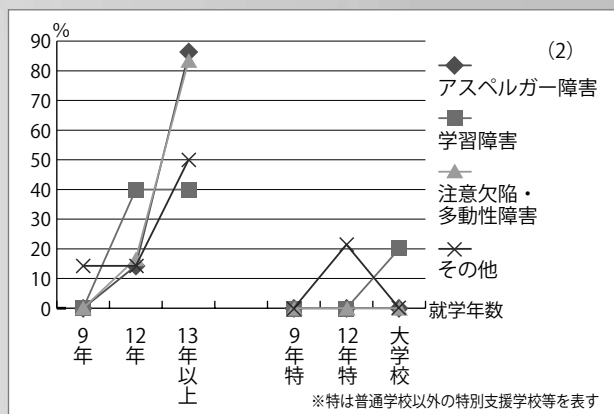
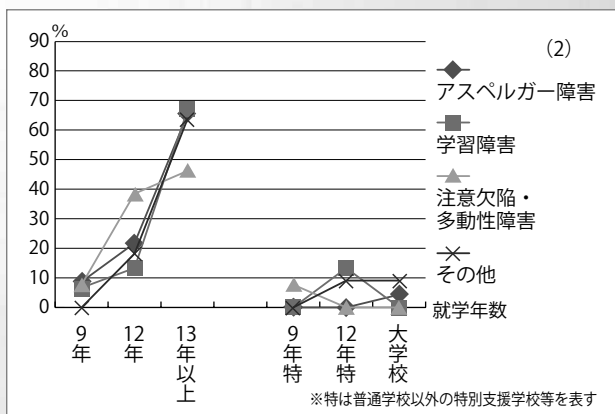
男性



女性



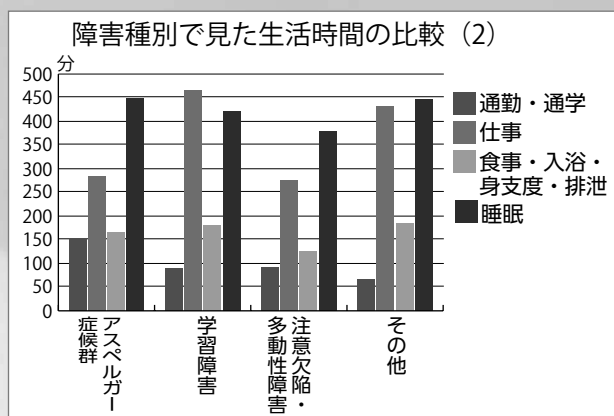
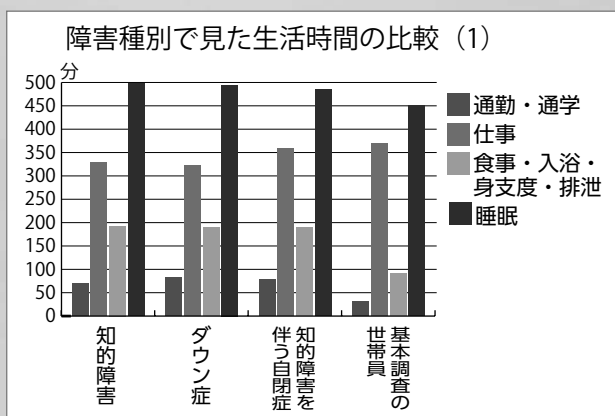
大学校には、学校教育法で定められた大学以外の多種多様な学校が含まれる。したがって、特別支援学校以外の教育機関として挙げている。



上のグラフは調査回答者の最終学歴の状況である。特徴的なことは、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害はそのほとんどが大卒以上となっていることである。とりわけアスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障害を持つ女性は80%以上が高等教育を修了している。

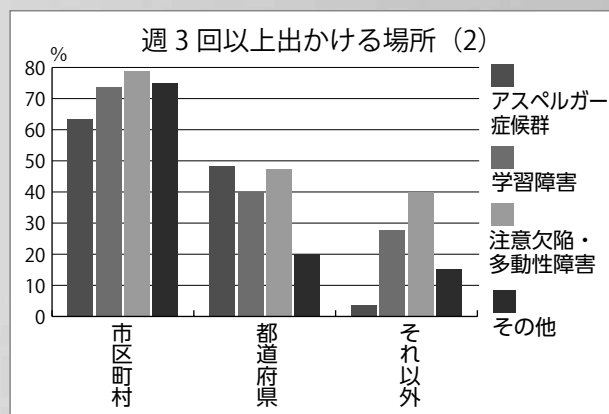
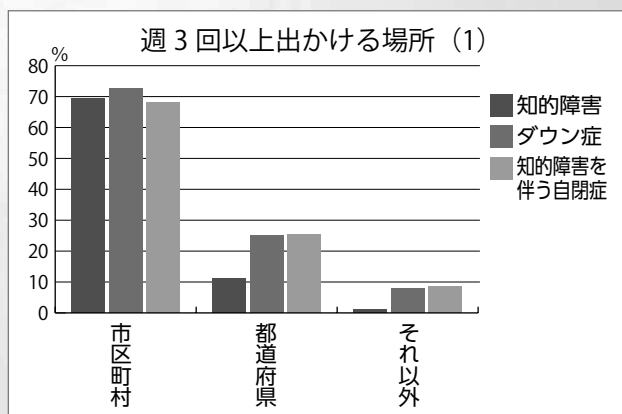
発達障害が最近まで、明示的に施策の対象として取り上げられなかった背景には、このような要因、すなわち、発達障害者の進学率の高さが働いていた可能性も否定できない。

生活実態



2006年(平成18年)『社会生活基本調査』(総務省)によると、対象世帯員(以下、基本調査の世帯員と呼ぶ)の通勤・通学時間は約30分である。それに比べ、いずれの障害種でも通勤・通学時間はかなり長い。また、食事・入浴・身支度・排泄時間は、比較調査との質問項目の相違があるため単純比較はできないが、基本調査の世帯員より平均1時間(60分)以上は長くなっている。基本調査の世帯員の仕事の平均時間は6時間9分(369分)である。知的障害、ダウン症及び知的障害を伴う自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障害では短い。学習障害、その他では長く、学習障害の特徴と推察される。最後に、基本調査の世帯員の平均睡眠時間は7時間42分(462分)となっている。それと比べるとアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害の睡眠時間は一様に短い。知的障害、ダウン症及び知的障害を伴う自閉症の睡眠時間は長い。このように、生活の在り方の多様性がうかがわれる。より詳細な調査が必要とされるものの、障害福祉施策には、個別の障害に対応できる柔軟性が求められる。

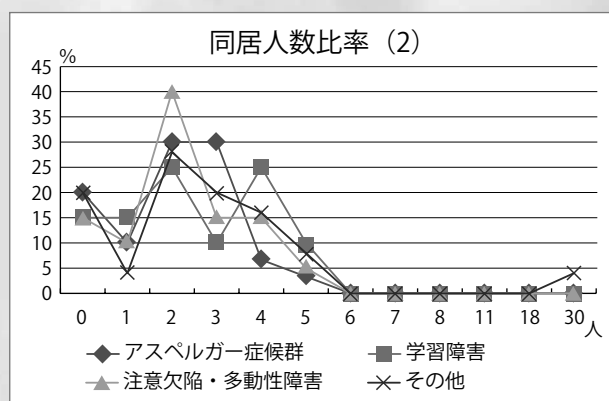
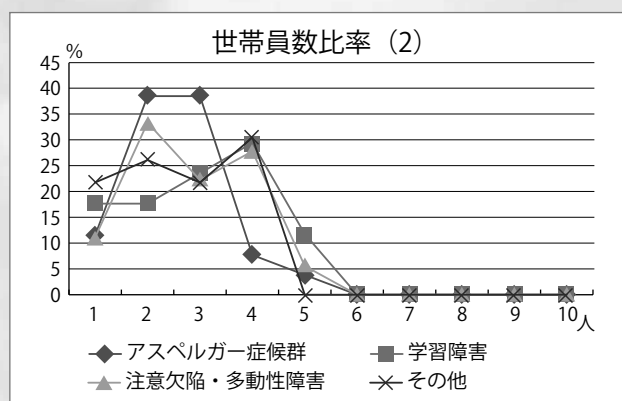
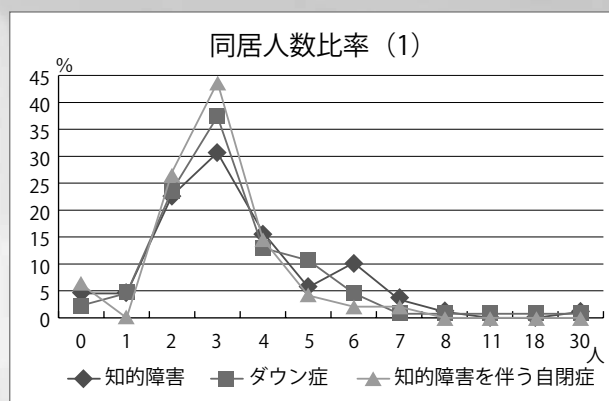
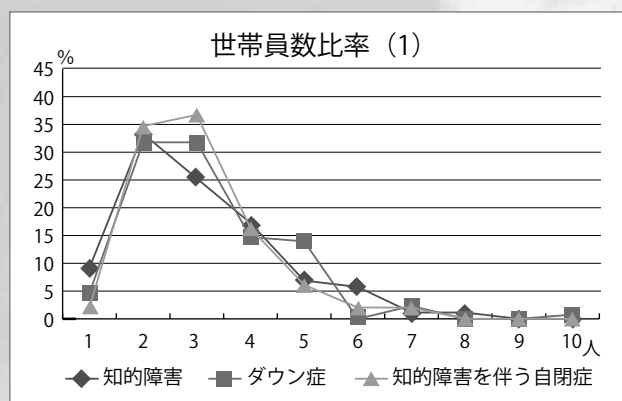
行動場所と頻度



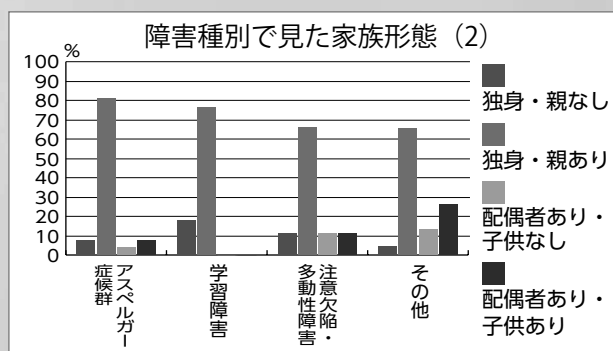
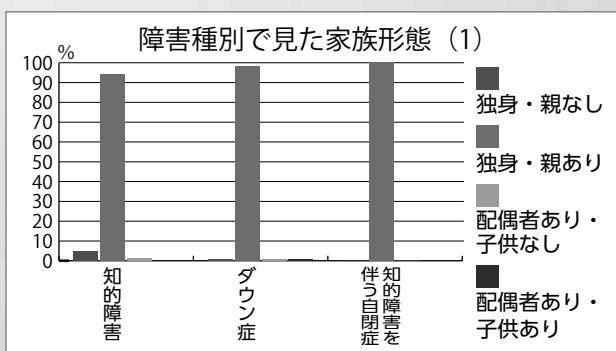
上のグラフは、普段の生活でどのような場所にどのような頻度で出かけるのかを質問した項目の集計結果である。ここで特徴的なことは、注意欠陥・多動性障害者の行動である。彼らは、移動距離が長い場所における行動頻度が高い。知的障害、ダウン症及び知的障害を伴う自閉症においては、移動範囲が限定されている。今後の施策では、見守りや移動支援などのサービスの内容と拡充が、重要課題であろう。

家族とのかかわり

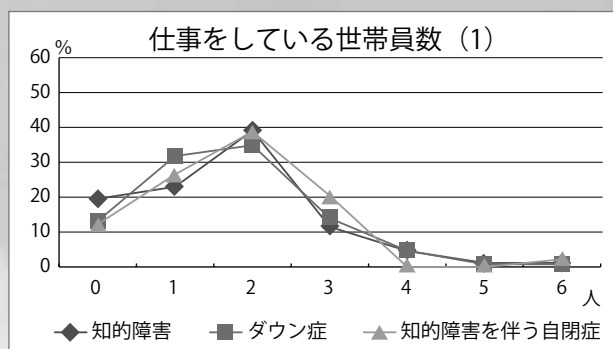
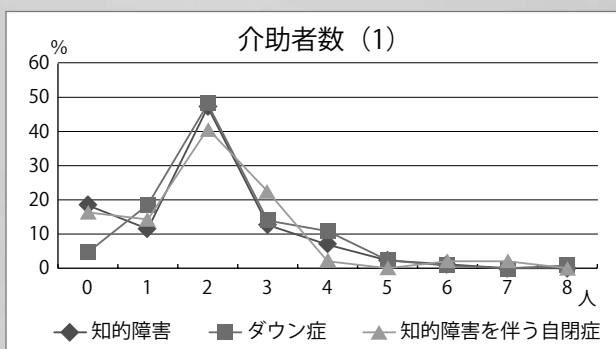
家族形態と支援—障害者の家族形態の特徴—



知的障害、ダウン症及び知的障害を伴う自閉症の世帯員数、同居人数をみると、3人を中心分布している。知的障害、ダウン症及び知的障害を伴う自閉症の世帯では、障害を持つ子どもの世話のほとんどを親が行っている可能性が示唆される。世帯員よりも同居人が多いことから、知的障害者の一部は施設で生活している様子がうかがわれる。アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害の家族形態は、知的障害、ダウン症及び知的障害を伴う自閉症の状況と類似している。自立生活を想起させるような家族形態ではないことを説明する要因は、対人関係や就労等で直面する困難に求められる可能性が高い。

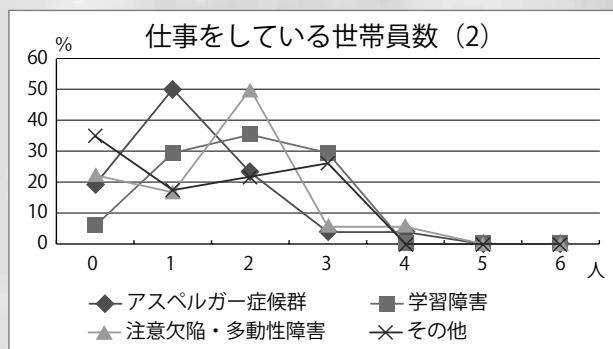
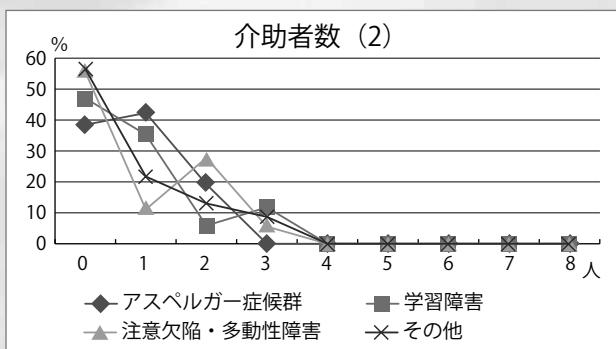


家族の介助状況の種別比較

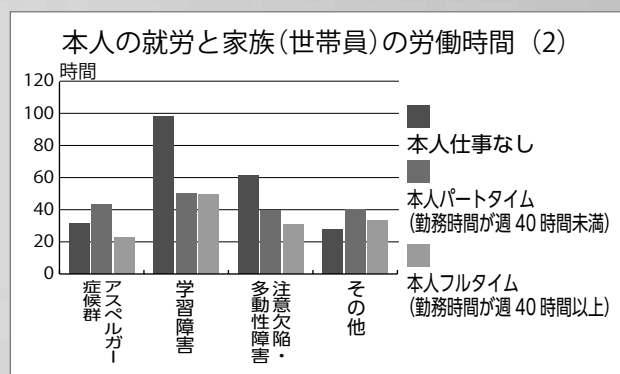
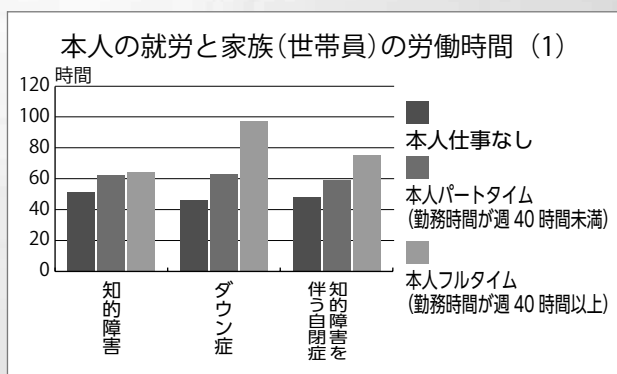


上のグラフから、知的障害、ダウン症及び知的障害を伴う自閉症の障害種で家族の介助が行われていることが確認できる。また、仕事をしている世帯員数から、介助者数と形状が酷似しているため、介助と労働を同時に行っている世帯員が多いと推察される。

下のグラフから、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害、その他の世帯では、介助者数が少ないことがわかる。



本人の就労状況と、世帯員の就労状況との関係

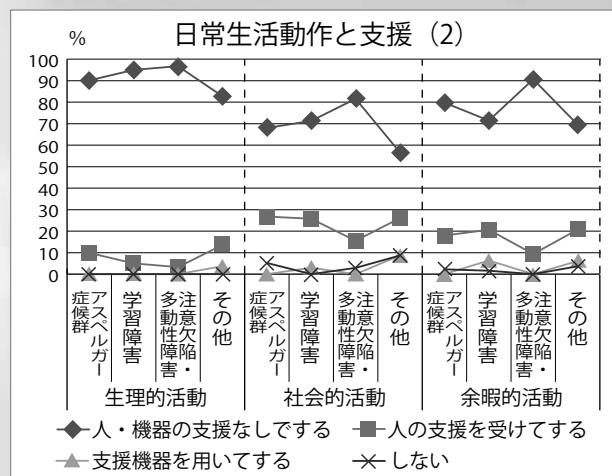
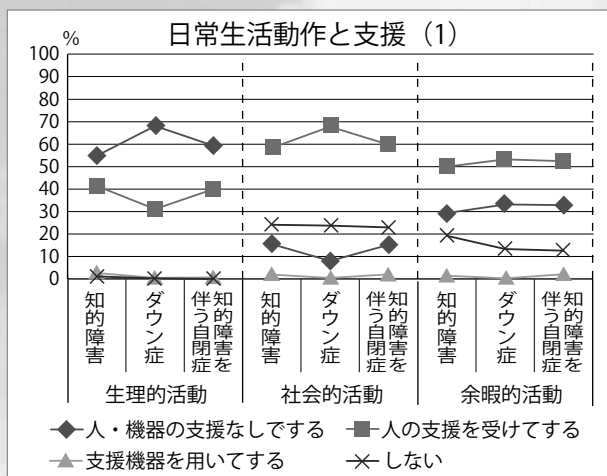


上のグラフは、本人の就労状況と労働時間に記入のある世帯員の労働時間との関係をみたものである。それぞれの特徴を見ると、知的障害、ダウン症及び知的障害を伴う自閉症では、本人が働けるような状況にあるときは家族の労働時間も長い。逆に、職に就いていない場合は、世帯員の労働時間は短くなっている。すなわち介助のために働くことが制限される可能性が示唆される。

アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害では本人が働いているとき、家族の労働時間は短くなっている。障害者本人の就労・就労所得も考慮したうえで、ほかの世帯員の就労や労働時間の決定がされていると考えられる。そのため、障害者本人の就労時間が長くなれば、家族の就労時間は相対的に短くなっているのではないかと読み取れる。



介助の状況



上のグラフは、障害種毎に、回答者全体に占めるそれぞれの活動の回答者数の比率をグラフにしたものである。ここでは「食事、排泄、着替え」を生理的活動としている。また「お金の管理、日常の買い物、職場での作業・会話、店舗・窓口等でのやり取り、駅等のアナウンス把握」を社会的活動、「読書（活字）、家での日常会話、初めての場所への外出」を余暇的活動と定義した。

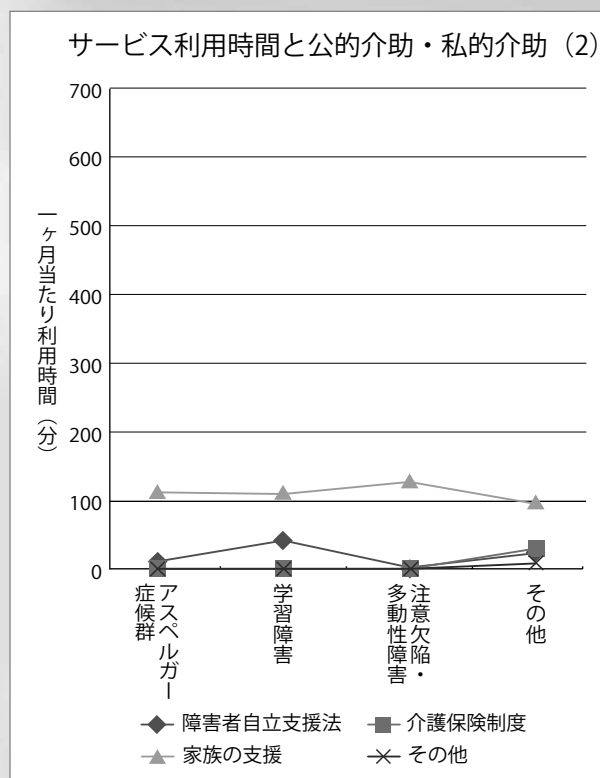
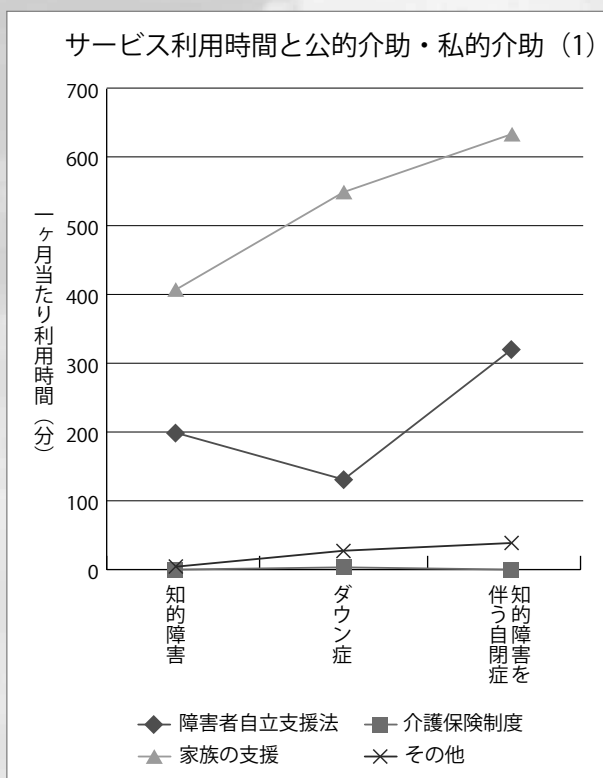
生理的活動において、知的障害、ダウン症及び知的障害を伴う自閉症では支援を必要としている。ダウン症は、生理的活動よりも社会的活動支援を充実させることで、本人が社会で貢献できる環境に近づけられる可能性があるのではないかと。一方、知的障害や知的障害を伴う自閉症の場合、第一に生理的活動支援を充実させることが重要である。家族の介助負担の軽減で、家族と本人によりよい環境が整備される可能性が示唆される。

アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害では、生理的活動への支援はあまり必要としていない。また、注意欠陥・多動性障害においては、各活動自体を支援なくできる確率が高い。社会的活動や余暇的活動など、人と接する機会が多いような状況では、いずれも支援を必要としている。公的なサービスの提供について、実態調査に基づいた詳細な分析からの施策の策定が必要となる。

介助サービス利用時間数からみた公私介助の状況比較

下のグラフは、知的障害、ダウン症及び知的障害を伴う自閉症については 2009 年（平成 21 年）6 月、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害、その他については 2010 年（平成 22 年）2 月に調査回答者が受けた公私別介助の1ヶ月分の利用時間数を示したものである。いずれの障害種でも、家族の支援が最も長いことでは一致している。

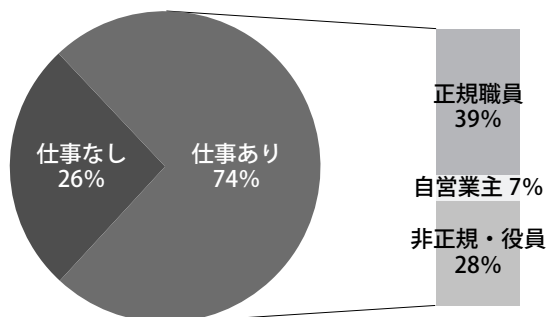
特徴的なのは、支援の必要性が軽視されてきたアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害、その他において支援を必要とすることである。その意味で、「制度の谷間」を生まないことを目指している「内閣府障がい者制度改革推進会議」及び「総合福祉部会」の議論が、彼らの公的サービスへの明確な位置づけをもたらす方向で進められることを期待したい。



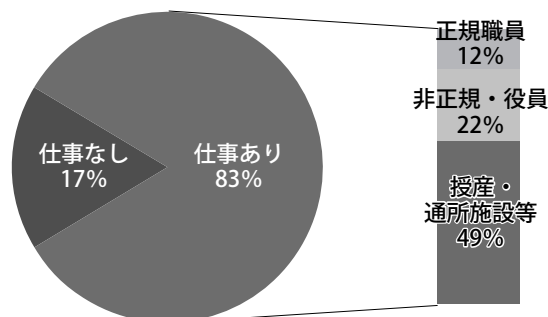


就労の状況と就労形態の構成

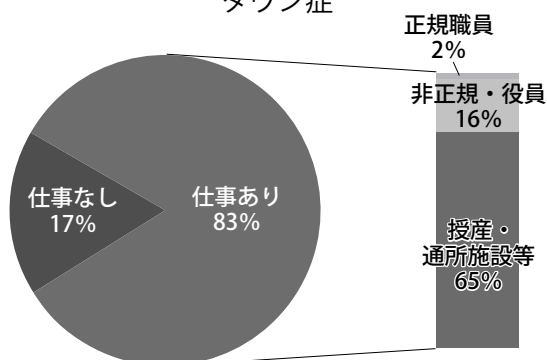
基本調査の対象者



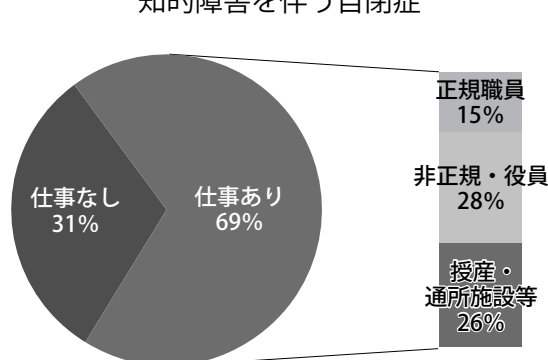
知的障害



ダウン症



知的障害を伴う自閉症



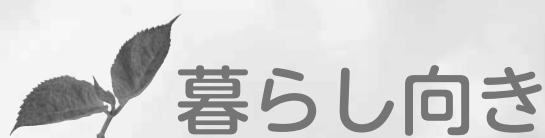
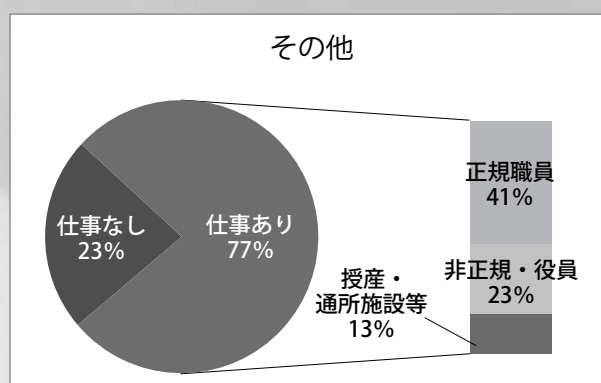
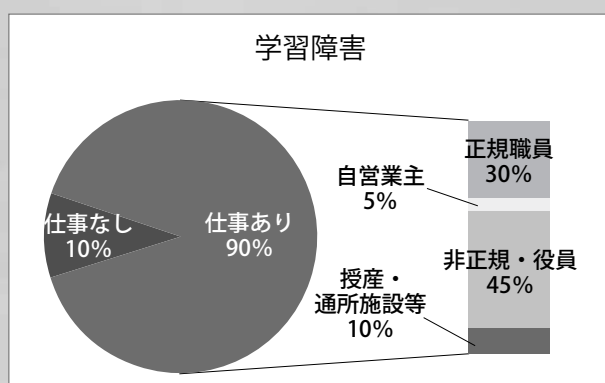
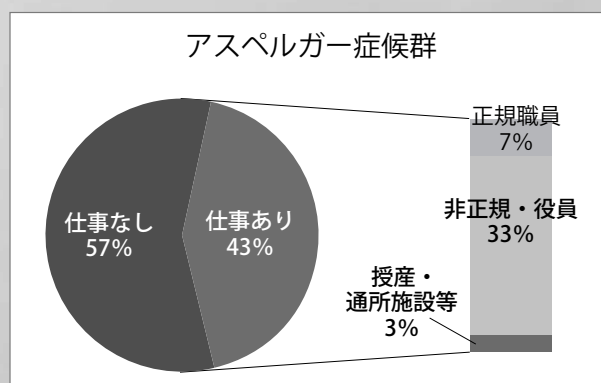
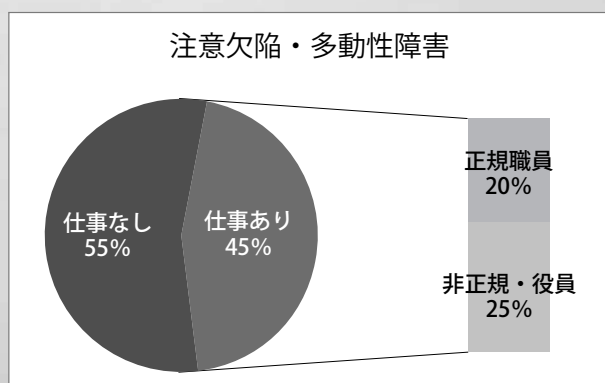
これらのグラフは、15歳以上65歳未満の労働力人口を対象に、仕事の有無と就労形態の割合を示したものである。2007年（平成19年）『就業構造基本調査』（総務省）によれば、15歳以上65歳未満の労働力人口のうち調査対象者（以下、基本調査の対象者と呼ぶ）の就業率は74%である。就労者の中で正規に雇用されている人は50%弱、非正規雇用者は約38%、自営業は約10%となっている。

知的障害、ダウン症及び知的障害を伴う自閉症を持つ人の労働力人口で、労働法が適用されている仕事*を持つ人の比率は、基本調査の対象者より相対的に少ない。この中では、知的障害を伴う自閉症を除けば、そのほとんどが非正規形態での就労である。この要因が何であるかは、今後の研究課題となりうる（ここで「非正規・役員」とは、自営業、正規職員を除くすべての就労形態のことを表している）。

これらの種にみられる特徴は、福祉的就労を営む人が30%程度以上存在することである。就労問題についていうと、現在でも政策目標とされている「工賃引き上げや福祉的就労から一般雇用へ」といった課題解決への提言は、知的障害、ダウン症及び知的障害を伴う自閉症を持つ人に向けられたものであり、その取り組みと成果が強く期待される。

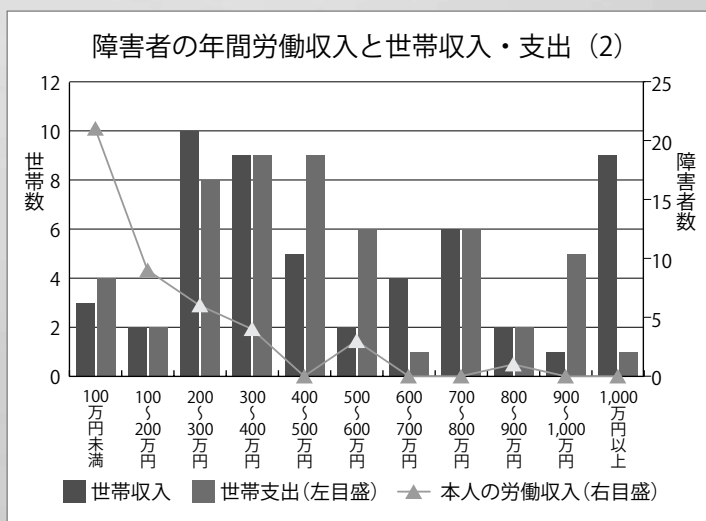
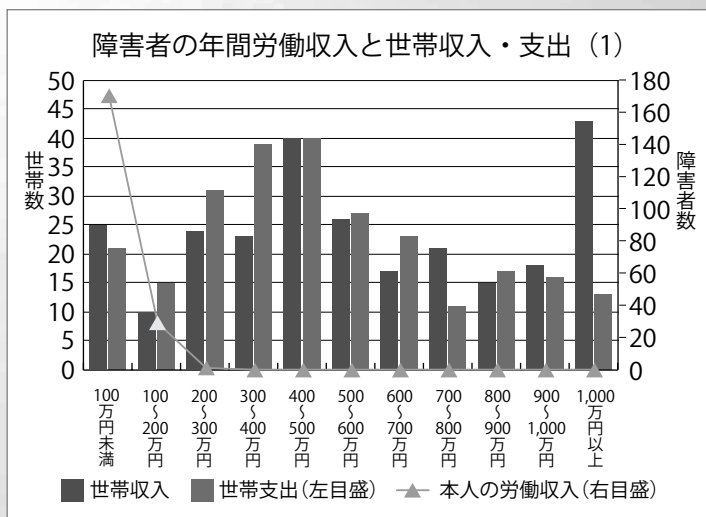
（*：障害者雇用施策は労働政策と福祉政策によって進められている。通常「障害者の就労」というと、両者が含まれる。通所・授産施設での就労は労働法によるものではないため、最低賃金などの労働法制度は適用されない。）

アスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障害の就業率も基本調査の対象者より低い。しかし学習障害のように就業率が90%程度もある障害もあれば、アスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障害のように40～50%程度しかない障害もあるため、これらの大域的な傾向をひとまとめに議論することは難しい。彼らの特徴をあげるとすると、福祉的就労を営む人がほぼ皆無なことである。これは、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害者の学歴が基本調査の対象者と同等かそれ以上であることが関係していると考えられる。したがって、ここで提起される問題は、福祉的就労にも、一般就労にも就く傾向がない場合の働くことに対するやる気（就労インセンティブ）がどのようなものなのか、背景にある社会的障壁や支援体制はどうなっているか、といったことが研究課題として挙げられる。



障害者が働いている家計の収入・支出と本人の労働収入

次のページには、調査回答者の世帯収入・支出及び労働収入が、横軸の金額の各範囲内に、何世帯（何人）存在しているのかをグラフに示した。（1）が、知的障害、ダウン症及び知的障害を伴う自閉症、（2）がアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害者とその世帯のサンプルの状況である。



2006 年（平成 18 年）『国民生活基礎調査』（厚生労働省）では、1 世帯当たりの平均年間収入は 563 万 8 千円、高齢者世帯では 301 万 9 千円となっている。本調査では、1 世帯当たりの平均年間収入は、300 ～ 500 万円となっていた。これは、65 歳以上の者のみで構成するか、又はこれに 18 歳未満の未婚の者が加わった世帯として定義される高齢者世帯よりは高いが、一般世帯よりは低い。また、障害者は労働収入も低いため、世帯構造の特定化が必要とされるが、やはり所得保障政策を議論する必要がある。

また、いずれの障害でも世帯収入が高い家計にいる障害者数が比較的多いことから、効率的な制度設計のために、障害者の所得保障と就労インセンティブとの関係を分析する必要もある。

所得分布はどちらの障害区分でも類似した分布となっているが、支出に関しては、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害者の世帯には規則性がみあたらない。

労働による収入のない家計

2009 年（平成 21 年）『家計調査』（総務省）によると、調査対象者の 1 世帯当たりの月額平均消費支出は約 25 万円である。ここでは、この金額を生活費の基準として考える。

グラフは READ のホームページに掲載しているのでそれを参照されたい。本人・世帯員ともに仕事をしていない世帯でかつ生活保護を受けていない世帯の社会保障給付・借入金・金融資産残高の分布をみると、本冊子の対象となっている多くの世帯では、1 年の生活を賄える程度の社会保障給付を受給していない。さらに、それらの世帯では、資産もほとんどなく、借り入れはほとんど 100 万円未満である。このような世帯で、どのように生計を立てているのかは、今後の調査・分析課題である。



調査概要

調査方法の概要

今回取りまとめた調査は、2009年（平成21年）の夏・秋から2010年（平成22年）3月末にかけて、以下の6団体のご協力を得て、各団体員を対象に行われたものです。調査の実施はREADが行っております。調査方法は郵送、説明会・手渡し方式で行われました。標本抽出は、地域で活動されている団体には、会員全体の中なるべく偏りなく、全国で活動されている団体には、全国の居住地域ブロック、都道府県の人口規模等ができるだけ均等になるように回答者の選定を依頼しています。調査票は総計640票配布し、356人の方より有効票の返信をいただきました。回収率は約55.6%で、障害を持つ皆様を対象とした調査ではとても高い回収率を収めることができました。

今回の冊子でご協力いただいた団体

NPO 法人えじそんくらぶ、NPO 法人エッジ、NPO 法人全国ことばを育む会、
NPO 法人東京都自閉症協会、全日本手をつなぐ育成会、日本ダウン症協会

研究組織：READ 統計調査チーム

日本統計調査チームリーダー
両角良子（富山大学経済学部准教授）
日本統計調査メンバー
金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部部長）
河村真千子（東京大学大学院経済学研究科特任研究員）
澤田康幸（東京大学大学院経済学研究科准教授）
田中恵美子（東京家政大学人文学部教育福祉学科講師）
長江 亮（東京大学大学院経済学研究科特任研究員）
長瀬 修（東京大学大学院経済学研究科特任准教授）
西倉実季（同志社大学文化情報学部助教）
松井彰彦（東京大学大学院経済学研究科教授）
森 壮也（日本貿易振興機構アジア経済研究所新領域研究センター貧困削減・
社会開発研究グループグループ長代理）

READ: Research on Economy And Disability
学術創成 総合社会科学としての社会・経済における障害の研究
代表 松井彰彦

連絡先
〒113-0033
東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学大学院経済学研究科 READ
URL: <http://www2.e.u-tokyo.ac.jp/~read/>

障害と生活 ―「障害者の日常・経済活動調査」の結果概要の報告

編集・作成責任者

長江 亮（東京大学大学院経済学研究科 特任研究員）

編集・作成メンバー

入江 薫（東京大学大学院経済学研究科 修士1年）

大関智也（東京大学 READ 冊子作成スタッフ）

奥山陽子（東京大学経済学部 3年）

國井志朗（東京大学経済学部 4年）

土屋 健（東京大学 READ 冊子作成スタッフ）

松井彰彦（東京大学大学院経済学研究科教授）



この印刷物は、有害な廃液を排出しない水なし印刷を行っています。また、大豆油インキを包含した植物油インキと適切に管理された森林の木材を利用したFSC認証用紙を使用し、針金を使用しない環境・安全性に配慮した精細製本を採用しています。